岩手大学保健管理センター規則

平成16年4月1日 制 定令和2年9月24日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第6条の規定に基づき、岩手大学保健管理センター (以下「センター」という。) の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生及び職員の心身両面にわたる健康の保持増進を図ることによって肉体的精神的に教育研究基盤を支え、地域に貢献する人材の輩出に寄与するとともに、大学における学校保健と労働衛生の実践活動を通して生じる研究成果を基に、学内にとどまらず健康な地域社会の発展のために積極的に貢献することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - 一 保健管理に関する実施計画の企画及び立案並びに指導援助に関すること。
 - 二 定期及び臨時に行う健康診断に関すること。
 - 三 健康相談及びカウンセリングの実施並びに救急処置に関すること。
 - 四 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導援助に関すること。
 - 五 環境衛生及び感染症予防に関する業務の実施及び必要な指導援助に関すること。
 - 六 保健管理に関する調査研究に関すること。
 - 七 その他健康の保持増進について必要な専門的業務に関すること。

(組織)

- 第4条 センターに学則第14条に基づきセンター長を置く。
- 2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置く。
 - 一 専任教員
 - 二 その他の職員(以下「センター職員」という。)

(センター長)

- 第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。
- 2 センター長は、岩手大学の専任の教授を持って充てる。
- 3 センター長は、学長が教育・学生を担当する理事の推薦を受け選考し任命する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専任教員)

第6条 専任教員は、センターの業務を処理するとともに、産業医又はカウンセラーの業務に 従事する。

(センター職員)

第7条 センター職員は、保健管理に必要な技術に関する職務に従事するほか、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

- 第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(学生特別支援室)

- 第9条 センターに、障害者及び特別な支援を要する学生への支援に関する業務を行う組織として、学生特別支援室を置く。
- 2 学生特別支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 センターの庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月21日から施行する。

附則

この規則は、平成20年1月30日から施行し、平成19年12月25日から適用する。

附則

この規則は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。